

～生田警察署からのお知らせ～



信号機の閃光運用について

令和8年2月2日（月）から1か月程度の間 終日

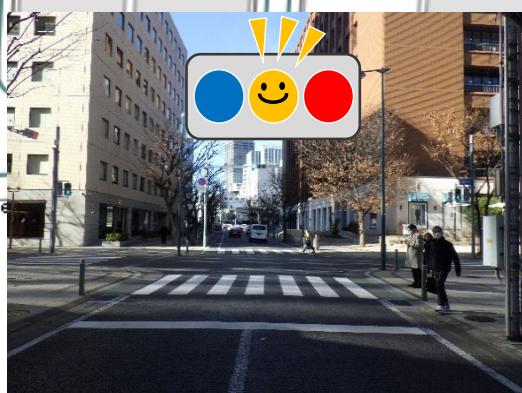
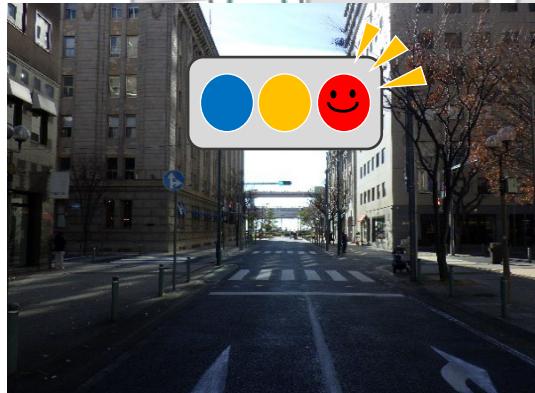
信号機を閃光運用して、撤去した場合の交通への影響等を検証します



明石町交差点

【信号機の閃光運用】

- ・車両用灯器は点滅
 - ・歩行者用灯器は滅灯
- 故障ではありません



赤色点滅 信号は

必ず一時停止!!!!



歩行者は車両に注意して横断歩道を渡りましょう！

黄色点滅 信号は

他の車両や歩行者に 注意！

生田警察署交通課交通総務係 (078) 333-0110

生田署オリジナルキャラクター「いくたん」